

2015 年も残り 1 か月を切りました。

体調にお気を付けお過ごし下さい。

7日 大雪, 22日 冬至, 23日 天皇誕生日,

25日 クリスマス, 31日 大晦日

年末年始休業は **12/29(火)~1/4(月)**

## 1. December ご案内 改正情報

マイナンバーの配達も遅れ、詐欺事件なども既に発生するなど混乱も起きています。配達差し戻しなども大量に発生しているとも。従業員からの年内全員収集は難しいかもしれません。



① 現在、関与先様との連絡におきまして、従来のEメール等で入退社の内容をやりとりする場合もありましたが、メール紛失・送信の誤送信等を防ぐため、また今後マイナンバー漏えい防止を含めて、管理システムのクラウドを通じた連絡に移行してゆくことを考えております。

② 平成 27 年 10 月より厚生年金の 70 歳以上被用者該当届の取り扱いが変わっております。

これまで、適用事業所に使用される 70 歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和 12 年 4 月 2 日以降に生まれた方を対象にしていたが、10 月以降は、昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止対象者になり、「70 歳以上被用者該当届」を提出。※従来どおり、労働時間又は日数の4分の3未満の方は除外です

③ 平成 27 年 10 月より厚生年金被保険者資格の同月中、取得と喪失に関する保険料の取り扱いが変わりました。これまで、**厚生年金保険の被保険者の資格を取得した同月中に喪失**をし、その月に国民年金の第 1 号被保険者の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありましたが、10 月 1 日以降は国民年金保険料のみを納めることになりました。厚生年金保険料の納付は不要となり、給与計算にて保険料の徴収に注意が必要です。

## 2. 名言名句

**「どんな事態にも、第三の道がある」**

城山三郎:1927~2007 年。小説家

## 3. 法改正ワンポイント

### ①「ストレスチェック」義務化で注目される産業医

改正労働安全衛生法で定められた「ストレスチェックの義務化」が、12 月 1 日より施行されました。労働者数 50 人以上の事業場では来年 11 月末までに、最低 1 回はストレスチェックを実施する必要があります(労働者数 50 人未満の事業場は当分の間努力義務)が、義務化を前に、大きな役割を担う「産業医」に注目が集まっています。その理由は、法律でストレスチェックの実施者は「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」でなければならないとされているからです。実施者を誰にするか？

東京経営者協会が今年 9 月に行った「ストレスチェック制度に関するアンケート」の結果によると、ストレスチェック制度の実施体制について、回答した企業の 28.9%が「産業医が実施者を兼務」、25.5%が「産業医が共同実施者(外部委託)」と回答していることから、産業医に大きな期待が寄せられていることがうかがえます。なお、半数以上の企業がストレスチェック制度実施の課題として「産業医・外部機関との連携」を挙げています。

## ② マイナンバー **改めてですが**厚労省から発表された本人確認(番号確認・身元確認)のポイント

本人確認(個人番号・身元(実在)確認)の方法とポイント

(1) 雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元確認のための書類の提出は不要。書類による個人番号の確認は必要。

・通知カード ・個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書 等

(2)(1)に該当しない場合は、①または②の方法で個人番号の確認と身元確認が必要。

①個人番号カード

②通知カードまたは個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書＋各種証明書

○マイナンバー制度(雇用保険関係)(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

○社会保障・税番号制度について(国税庁ホームページ) <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

○内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○特定個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/>

## 4. 統計・情報

① 厚生労働省は、65歳以上で新たに就職した人に雇用保険の加入を認める制度改正案を労働政策審議会の部会に提出した。2016年度から最大50日分の失業手当を受け取ることができる。当面は労使が払う雇用保険料を免除し、高齢者が働きやすくするのが狙い。来年の通常国会に雇用保険法などの関連法の提出を目指す。(11月26日)



マンギラオゴルフクラブ 名物 12番ショートH

② 厚生労働省は、介護休業の制度を見直し、休業を3回まで分割して取得できるようにする。また、3歳未満の子供を養育する労働者の申出による残業免除について、介護の場合も対象とするよう企業に義務付ける制度も導入する。さらに、非正規労働者が育児休業を取りやすくなるよう、契約が終了してその後の契約更新もないことが明らかな場合を除き、育休取得が認められるように要件を緩和する。来年の通常国会に育児・介護休業法の改正案を提出する方針。(11月26日)

③ 厚生労働省の研究会は、転職や引越しをしても健康保険証を変更手続なしに使うことのできる統一の被保険者番号の導入を盛り込んだ報告書案をまとめた。また、市区町村の窓口でもらえるマイナンバーの「個人番号カード」を保険証と一体化して使えるようにし、医療機関でも受診できるようにする。2018年度から段階的に運用し、2020年までに本格化を目指す。(11月20日)

④ 厚生労働省は、介護休業給付の給付率を現在の40%から67%へ引き上げる方針を示した。来年の通常国会で雇用保険法の改正を目指すとしており、67%に引き上げられれば育児休業給付の給付率と同じになる。総務省の調査では、過去5年で40万人以上が介護や看護を理由として離職しており、約239万人が介護を行いながら働いている。なお、現在の介護休業取得率は男性3.5%、女性2.9%となっている。(11月20日)

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

今年も1か月を切りました。既にいくつかの忘年会に出た方もあるかと思います。忘年会というのは日本独特の慣習だそうです。今年のいやな出来事を忘れる?ことだそうですが、実際には「お疲れさん」会的なものでしょうか。今年を振り返ると、「あつという間の1年」が、筆者にはここ数年続いている感じです。確かに、「その人の生きてきた年数分の1」が1年になるのだから、年を重ねるごとに短くなってゆくのは理論的です。その感覚が悪いとも思いませんが、それで良いのかと反発もしたくなります。なんとか「長く感じられ充実した濃い1年」にしたいと思っています。それはいかに「一瞬」を大事にするかにかかっていると思います。筆者は、今年は念願の「体重の減量」に成功。これを維持しながら更に「知力・体力」の向上をめざします！  
皆様の今年はいかがでしたか？

マイナンバー元年となる来年2016年、  
弊所はマイナンバー管理を徹底し関与先様をサポートしてまいります。

Restart 2016 (S)

